

# 大阪市入湯税についてのお知らせ

大阪市市税条例により、平成 30 年 10 月 1 日から、大阪市内の鉱泉浴場（温泉施設）を利用される方に対して、一定の金額以上の料金で入館・利用される際、入湯税が課税されることとなりました。

入館料・宿泊代とは別に入湯税を申し受けます。何卒ご了承くださいませ。

税 額	お一人様あたり <b>150 円</b>
-----	----------------------

課税対象	大人（12 歳・中学生以上）の方の内、 下記①・②・③のいずれかに該当のお客様
	①深夜割増料金が加算
	②ホテルにご宿泊
	③通常・特別日料金（2,400 円～3,000 円）でご入館

※小学生以下の方は非課税です。

※その他詳しくは大阪市の WEB サイトをご覧ください。